

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年5月9日(2019.5.9)

【公表番号】特表2017-511316(P2017-511316A)

【公表日】平成29年4月20日(2017.4.20)

【年通号数】公開・登録公報2017-016

【出願番号】特願2016-559626(P2016-559626)

【国際特許分類】

A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 P	17/06	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
C 0 7 K	16/24	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	39/395	D
A 6 1 P	17/06	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 P	17/00	
A 6 1 K	9/08	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	39/395	U
C 0 7 K	16/24	Z N A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成31年3月25日(2019.3.25)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0005

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0005】

爪乾癬は、疾患の初期段階では爪がほとんど無症状であることから、しばしば見過ごされる。現在の爪乾癬の治療は、しばしば効果が乏しく、かつ望ましくない全身作用を伴う。加えて、多くの治療は時間がかかり、患者には現実的でない。爪単位の解剖学的構造上の理由から、病変した爪、爪床、又は爪母基において局所投与によって吸着性の治療剤の充分な濃度を達成することは一般に困難であり(非特許文献3)、一方、罹患表面積が少しであることが、患者を全身又はバイオロジック治療に適さないものにし得る。